相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢六丁目八番、最後の住所川崎市麻生区上麻生七丁目二番四号宇喜ハイツ一〇六　被相続人　亡　南　憲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一五番地五十五番館一〇階　川崎あすか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋元　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼市上野二三七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　桑原　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

新潟県南魚沼市塩沢一四一二番地二

相続財産管理人　小林　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市浜当目二丁目一四〇番地、最後の住所静岡県焼津市浜当目二丁目一七番一一号　被相続人　亡　橋本　睿子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

静岡県静岡市葵区水落町六番八号　静岡綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木大資

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市大木町荒屋二一番地七、最後の住所愛知県豊橋市上野町字新上野三番地二―三〇四　被相続人　亡　石田　耕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入三二―一

原田真典法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原田　真典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区太秦前ノ田町二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村上　春洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

京都市中京区御幸町通竹屋町上ル　新井ビル三一二

相続財産管理人　弁護士　山口　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府四條畷市美田町八二六番地九、最後の住所大阪府大東市谷川二丁目二番二一号

被相続人　亡　奥村　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡斑鳩町龍田四丁目三一五九番地、最後の住所奈良県生駒郡斑鳩町龍田四丁目二番四五号　被相続人　亡　保井ミチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

奈良県奈良市登大路町五番地　修徳ビル一階　登大路総合法律事務所

相続財産管理人　瀧口　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市富海二三〇番地、最後の住所鳥取県倉吉市山根五五番地

被相続人　亡　涌嶋　信貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

事務所鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目一五番地一　相続財産管理人　藤田　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市阿波町下喜来南一八九番地最後の住所徳島県阿波市阿波町勝命一三一番地三　被相続人　亡　寺井　福一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

徳島県美馬市脇町大字脇町三三七―八　田辺ビル二階　美馬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梶野　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市黄金町二丁目一六〇番地、最後の住所福岡県久留米市三潴町早津崎五九六番地二　被相続人　亡　北村　道則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

福岡県柳川市三橋町今古賀四三番地一ＭＫビル二階　三島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三島　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市現川町八八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山崎　康志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十日

事務所長崎市万才町一〇番三号サンガーデン万才町三〇二号梅本総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　真邦

第17期決算公告

平成26年10月10日

福島県福島市飯坂町平野字境田21番地

株式会社ホームドクター

代表取締役　阿部　克彦

貸借対照表の要旨（平成26年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,512
	固定資産	214,175
	合計	275,687
負債及び純資産の部	流動負債	25,025
	株主資本	250,662
	資本金	10,000
	利益剰余金	240,662
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	238,162
	（うち当期純利益）	(28,882)
	合計	275,687

第35期決算公告

平成26年10月10日

福島県福島市飯坂町字西堀切14番地の39

株式会社福島理化学研究所

代表取締役　村山　伸一

貸借対照表の要旨（平成26年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,179
	固定資産	145,125
	合計	233,305
負債及び純資産の部	流動負債	12,774
	株主資本	220,530
	資本金	10,000
	利益剰余金	210,530
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	207,530
	（うち当期純利益）	(7,338)
	合計	233,305

第32期決算公告

平成26年10月10日

福島県福島市飯坂町中野字奴内５番地の１

株式会社福島総合エンジニア

代表取締役　黒須　達

貸借対照表の要旨（平成26年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	136,775
	固定資産	476,241
	合計	613,017
負債及び純資産の部	流動負債	49,396
	株主資本	563,620
	資本金	60,000
	利益剰余金	503,620
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	488,620
	（うち当期純利益）	(35,630)
	合計	613,017